

日本電気協会  
原子力規格委員会  
活動の基本方針

2026年6月23日

一般社団法人 日本電気協会  
原子力規格委員会

活動の基本方針 改定来歴

| 制・改定 | 日付        | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制定   | H13.9.17  | 「規格策定基本方針」の名称で新規制定                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 一部改定 | H14.3.26  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-1 委員心得;「奉仕」→「活動」</li> <li>・付則-2 図書の保存期間;委員委嘱状/10年→15年</li> <li>・付則-3 規格作成手引き <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程・指針の表表紙, 裏表紙様式(添付1)追加</li> <li>・免責事項, 著作権の英文(添付2)追加</li> <li>・数式の表記方法(添付3)追加</li> </ul> </li> </ul> |
| 一部改定 | H14.6.18  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-1 委員心得;「名声」→「委員会の名声」</li> <li>・付則-2 規格案の最終案保存期間;「次回の発行又は5年」</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 一部改定 | H15.5.23  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-3 規格作成手引き <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の記載方法;(4)「規格本文中の要求事項は参考や解説がなくとも理解, 履行できるような記載とすること。解説には要求事項の必要性, 背景, 言葉の解釈などを記載する。」</li> </ul> </li> </ul>                                                             |
| 一部改定 | H17.6.22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会開催に関する取扱いを本文及び付則-4として追加</li> </ul>                                                                                                                                                                                         |
| 一部改定 | H18.11.27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2 規格等の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAG4601 を規格策定基本方針の定義と違うものを作るということで, なお書き「JEAG4601・・・については, 当面, 守るべき判定基準を含んだ校構成とする。」を追加。</li> </ul> </li> </ul>                                                            |
| 制定   | H19.12.5  | <p>全面見直しを行い, 旧版(「規格策定基本方針」)は廃止。「活動の基本方針」として改めて制定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「各分野の規格策定活動」, 「規格作成手引き」を分離</li> <li>・付則-2 図書の保存期間;「運営規約細則」に移行</li> <li>・委員会規約等との重複箇所を削除など全面見直し</li> </ul>                                                               |
| 1次改定 | H20.6.24  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6. 国内他機関との協力→6.国内外他機関との協力</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |
| 2次改定 | H20.9.30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考)「電気技術規程・電気技術指針について」を添付</li> </ul>                                                                                                                                                                                         |
| 3次改定 | H21.6.23  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.3 個々の分野に関連した規格の策定活動; なお書き「なお, 耐震設計や品質保証など各分野に関連する内容については, 委員会審議の場などを活用し, 各分科会が作成する規格間で整合のとれたものとする。」追加</li> </ul>                                                                                                            |
| 4次改定 | H22.3.15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.1 活動の心得 3.1 委員 3);「委員は“自らの専門能力の向上”, “他の関係者への知識の普及”及び“円滑な世代交代に向けた人材育成”に努める。」</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 5次改定 | H24.3.14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2 規格等の種類の本文中, 記載削除, 追加</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |

| 制・改定  | 日付        | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格発行に伴い、記述不要箇所削除:「ただし、JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針、JEAG4618 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編及び JEAG4619 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 機器支持定着部編については、当面、守るべき判定基準を含んだ構成とする。」</li> <li>・追補版に関する記述の追加:「追補版は、次回改定時に規格本文に織り込むことを基本とする。」</li> <li>・改定来歴を追加</li> </ul>                                                                                   |
| 6次改定  | H25.4.1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本電気協会の一般社団法人移行(H25.4.1付)に伴う名称変更<br/>社団法人 日本電気協会→一般社団法人 日本電気協会</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7次改定  | H26.12.24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.活動の心得に、3.2 常時参加者を追加</li> <li>・福島事故の教訓の反映等を踏まえ、5.委員会で整備する規格及び普及活動に、5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化を追加し、参考-2として原子力安全の向上に向けた学協会規格活動の強化を添付</li> <li>・5.3 規格等の種類に(5)技術資料を追加</li> <li>・5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動に、規格の使用範囲を発電用原子力設備に限定しないことを追加</li> <li>・5.5 規格の普及活動に、シンポジウムの開催、インターネットホームページの活用について追加</li> <li>・6.6 行政庁との関係の記載を修正</li> </ul> |
| 8次改定  | H28.10.18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.3 規格等の種類における表現の適正化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9次改定  | H30.4.6   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考2 原子力関連学協会規格類協議会3委員会ステートメント(平成30年3月8日)発行に伴う修正</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10次改定 | H30.12.21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化に、平成30年3月8日発行の3委員会ステートメントを公表した旨の記載を追加</li> <li>・5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動に、各々の中長期的な活動方針及び主な規格の具体的な活動内容を含めることを明記</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 11次改定 | H31.1.23  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7. その他に、本基本方針の改定、廃止に係わる手順を明確化するとともに、誤記の訂正のみの改定を行う場合の手順を追加</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 12次改定 | 2020.7.6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・至近の情勢を踏まえて、5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化及び5.2 重点的に整備活動を行う規格の記載を修正</li> <li>・日本電気技術規格委員会(JESC)の改組及び原子力専門部会の廃止により、6.9 日本電気技術規格委員会との協調を削除</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| 13次改定 | 2021.3.29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.1 に委員倫理の徹底を追記</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 制・改定  | 日付         | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2 に「d. 規制当局，産業界における規格の活用状況を踏まえた規格整備活動」を追記</li> <li>・5.2 の項目表題の修正</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 14次改定 | 2021.12.21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 目的において「委員会」の定義を明確化，さらに全体的に同定義に合致するよう委員会の記載を修正</li> <li>・3. 活動の心得において，委員，常時参加者の記述を1つにまとめ，さらに，Ⅰ～Ⅲ及び1)～6)をまとめて記載を修正</li> <li>・5.1，5.2 において，学協会規格高度化 WG の記載を削除</li> <li>・5.2，6.1 において，記載内容をアップデート</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 15次改定 | 2023.3.28  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価対応における問題点の再発防止対策を受け，以下の記載を追加・修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.1 委員及び常時参加者において，記載を追加</li> <li>・5.2 委員会における重点的な規格整備活動において，記載を修正</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 16次改定 | 2025.3.26  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2. の対象者の範囲において，3.1(範囲の広い方)に合わせて統一</li> <li>・4.4 他において，記載をわかりやすく適正化</li> <li>・5.2 他において，個別の関係者に限定しない場合の関係者についての表記を「ステークホルダー」に統一するとともに，「ステークホルダー」とすることが適切でない箇所(5.2 c.)については記載を削除</li> <li>・5.3 において，参照資料の資料番号の誤記を修正</li> <li>・5.4 の前段において，対象(適用)範囲を幅広く原子力施設として追記するとともに，分野共通となる規格策定活動の内容も追記</li> <li>・5.4.1～5.4.7 において，前段の追記に伴い内容重複箇所を削除</li> <li>・6.4 において，規格策定にあたり協調が必要な箇所として原子力エネルギー協議会(ATENA)を追加</li> </ul> |
| 17次改定 | 2026.3.30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2. において，項目名を変更。また，倫理活動のインセンティブとなる記載を追加及び追加箇所と内容が重複する箇所を削除</li> <li>・3.1 の前文において，2. の内容と重複する記載を削除</li> <li>・3.1 の委員心得において，議論の公平性や法令遵守などに係る記載を追加及び構成を変更(項目の追加，細分化)</li> <li>・6.2 において，相互の協力であることを示す表現に変更</li> <li>・6.3において，相互の協力であることを示す表現に変更</li> </ul>                                                                                                                                                       |
| 18次改定 | 2026.6.23  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考-2 原子力関連学協会規格類協議会3学協会ステートメントの改定(2026年6月9日)の反映</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 目次

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 1. 目的                                                  | 1  |
| 2. 委員倫理の遵守                                             | 1  |
| 3. 活動の心得                                               | 1  |
| 3.1 委員及び常時参加者                                          | 1  |
| 3.2 事務局                                                | 1  |
| 4. 規格策定の基本事項                                           | 1  |
| 4.1 審議の原則                                              | 1  |
| 4.2 規格の位置付けと性格                                         | 2  |
| 4.3 規格の国際性                                             | 2  |
| 4.4 規格の中で図書を参照する場合の検討事項                                | 2  |
| 5. 委員会における規格整備及び普及活動                                   | 2  |
| 5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化                                  | 2  |
| 5.2 委員会における重点的な規格整備活動                                  | 3  |
| 5.3 規格等の種類                                             | 4  |
| 5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動                                  | 4  |
| 5.4.1 安全設計分野                                           | 5  |
| 5.4.2 構造分野                                             | 5  |
| 5.4.3 原子燃料分野                                           | 5  |
| 5.4.4 品質保証分野                                           | 5  |
| 5.4.5 耐震設計分野                                           | 5  |
| 5.4.6 放射線管理分野                                          | 5  |
| 5.4.7 運転・保守分野                                          | 5  |
| 5.5 規格の普及活動                                            | 5  |
| 6. 国内外他機関との協力                                          | 6  |
| 6.1 原子力関連学協会規格類協議会との協調                                 | 6  |
| 6.2 日本機械学会との協調                                         | 6  |
| 6.3 日本原子力学会との協調                                        | 6  |
| 6.4 原子力エネルギー協議会(ATENA)との協調                             | 6  |
| 6.5 日本規格協会との協調                                         | 6  |
| 6.6 保険機関との協調                                           | 7  |
| 6.7 行政庁との関係                                            | 7  |
| 6.8 IAEA, ISO, IEC 等の国際規格策定機関との協調, 協力                  | 7  |
| 6.9 ASME, ANS, IEEE 等海外規格策定学・協会との協調                    | 7  |
| 7. その他                                                 | 7  |
| 付則-1 講習会開催に関する取扱い                                      | 8  |
| (参考-1) 電気技術規程・電気技術指針について                               | 9  |
| (参考-2) 原子力安全の向上とイノベーション促進に向けた学協会活動の取り組み<br>(2026年6月9日) | 11 |

## 1. 目的

本基本方針は、日本電気協会原子力規格委員会規約に従い、原子力規格委員会及びその傘下の分科会、検討会等（以下、「委員会」という。）の活動の基本を定めることを目的とする。なお、本基本方針は、委員会活動の状況に応じて、適宜見直すものとする。

## 2. 委員倫理に基づく行動

委員会の委員及び常時参加者等の委員会関係者は、原子力施設の安全で合理的な設計、建設、運転管理及び廃止に関する有効かつ信頼性の高い規格を策定することを使命とし、公衆の安全及び公共の福祉に貢献する。この使命を全うするため、正当で信用性の高い規格の策定に必要な専門的知見の向上に努め、偏見なく、忠実かつ正直に、知識及び技術を用いる。

## 3. 活動の心得

### 3. 1 委員及び常時参加者

委員及び常時参加者等の委員会関係者は、次の委員心得を理解し、遵守しなければならない。

- I. 公衆の安全・健康・福祉のために活動し、これらを最優先に考えて知識及び技術を活用する。
- II. 対等な立場で参画し、偏見なく忠実かつ正直に活動する。
- III. 事実を尊重し、公平・公正に判断し、様々な立場、見方からの意見を公平に扱う。
- IV. 活動の公開性を確保し社会に対する説明責任を果たす。
- V. 自己の専門能力の限界を正しく認識して適切に能力を発揮し、公衆に危害を与えないように努める。
- VI. 関係者の利害関係の相反の回避に努める。
- VII. 法令や社会の規範の遵守及び委員会活動の誠実な実施により、委員会の権威、信用の向上に努め、委員としての名誉を汚す行動を慎む。
- VIII. 自らの専門能力の向上、他の関係者への知識の普及、及び円滑な世代交代に向けた人材育成に努める。

### 3. 2 事務局

事務局は、委員会の円滑な運営を補佐し、中立・公正な立場で事務を行う。

## 4. 規格策定の基本事項

### 4. 1 審議の原則

公平、公正、公開を原則に、決められた手順に従って審議を行うこと。

#### 4. 2 規格の位置付けと性格

委員会の制定する規格は、原子力施設の設計・建設・運転経験を含む最新の知見を充分かつ速やかに反映し、安全で合理的な設計・建設・運転管理及び廃止を可能にし、国内外の関係者に広く利用されるべき信頼性の高いものでなければならない。

規格は次の性格を備えなければならない。

- ・公平性：公共の利益に資するものであり、特定の個人・企業・業界の利益に偏らないものであること
- ・公正性：規格内容に関する広範囲の知見・意見の収集・検討を踏まえたものであること
- ・公開性：公開された審議・制定過程に基づくものであること
- ・専門性：関連分野の専門家の高い専門技術に基づいたものであること
- ・迅速性：新技術を迅速かつ弾力的に取り込んだものであること
- ・合理性：安全確保を前提とした合理的設計・運用を可能にするものであること
- ・発展性：民間の技術力向上に向けた努力に動機を与えるものであること

#### 4. 3 規格の国際性

規格の制定に当たっては国際社会でも利用できるよう、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 海外でも使用されることを念頭に置くこと。
- (2) 輸入品に対して非関税障壁とならないよう努めること。
- (3) 海外の規格制定組織との交流、調整を通じて海外規格との整合性を確保し、統一規格化に資すること。

#### 4. 4 規格の中で図書を参照する場合の検討事項

- (1) 著作権（含む出版権）、特許権の扱い

出版物を参考にする場合、著作権、特許権等があるものと考え、充分注意する。著作権及び出版権については、各権者の許可を得て使用する。特許権が成立している項目は規格に呼び込まない。

- (2) 非公開情報の利用

委員会での審議及び公衆審査は公開となることから、規格策定段階で利用する情報には非公開情報を含めない。

### 5. 委員会における規格整備及び普及活動

#### 5. 1 原子力安全の向上に向けた活動の強化

委員会は、原子力発電関係の電気工作物の保安及びこれに関する公衆の安全に係る規格を整備することを目的に、各分野において、設計及び運用管理に係る実用的規格、複数の専門分野に関連する規格等を整備する。また、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓も踏まえ、委員会の活動を次のとおり進める。

- (1) 原子力は広い技術にまたがる総合工学である。委員会は、多彩な分野の専門家の活動の場としての特徴を活かし、総合的かつ俯瞰的に原子力安全の向上を目指す。
- (2) 委員会は、社会からの信頼と負託に応える責務があることを踏まえ活動する。
- (3) 委員会は、様々なステークホルダーから広く意見を伺い、活動する。

原子力関連学協会規格類協議会が日本機械学会、日本原子力学会、日本電気協会と連名で発しているステートメント（以下、「学協会規格類協議会ステートメント」という。）の趣旨に沿い、委員会は規格策定活動の強化に取り組む。

規格の公平性、公正性、公開性の一層の強化を図るため、日本機械学会、日本原子力学会、日本電気協会間でピアレビューを実施し、規格策定プロセスの適正化、効率化を推進するとともに、各学会等の技術倫理徹底への取り組みを参考に、規格策定にあたっての委員倫理の徹底、向上に係る活動を推進する。

また、規格策定手引き等の文書類の充実を継続して推進し、規格の品質向上を図る。

## 5. 2 委員会における重点的な規格整備活動

委員会はステークホルダーのニーズを適切に把握し、要望又は必要性が高い規格から順次制定し、安全設計、構造、原子燃料、品質保証、耐震設計、放射線管理、運転・保守の分野において、次に示す内容の規格整備活動を重点的に実施する。

### a. 設計及び運用管理に係る実用的な規格の策定活動

原子力施設の許認可に係る規格類、原子力施設の設計及び運用管理に係る規格類並びにステークホルダーが整備を要望する規格類を重点的に整備する。

risk-informed, performance-based の考え方を取り入れ、リスク情報活用を強化し、効果的かつ効率的な自主的安全性向上に向けた規格を整備する。

### b. 複数の専門分野及び学協会規格に関連する規格についての連携活動

複数の専門分野にまたがる領域における規格の策定活動については、原子力規格委員会傘下の分科会間の積極的な連携を図り、また原子力関連学協会規格類協議会を積極的に活用し、他学協会との連携と情報交換を図る。

### c. 規制当局の民間規格活用への的確な対応

原子力規制委員会は、2018年6月6日に「原子力規制委員会における民間規格の活用について」を発出し、民間規格の活用の方向性をとりまとめた。これを受けて、原子力規制委員会は、技術評価計画の策定のため、技術評価を希望する学協会規格について事業者から聴取するとともに、技術評価に関する参考意見を3学協会より聴取している。

これに対して委員会は、原子力関連学協会規格類協議会等を通じ、事業者ニーズを把握し、

技術評価対象となる規格の制改定スケジュールを作成し、技術評価計画立案への提言を行う。説明に当たっては、説明の体制を早期に構築し、説明方針を検討し、丁寧な説明を心掛け、正しく理解されるよう真摯に対応する。

#### d. ステークホルダーにおける規格の活用状況を踏まえた規格整備活動

規制当局において、審査実績による規制基準及び検査実績による検査制度に関する継続的な改善の取り組みが行われるとともに、原子力エネルギー協議会(ATENA)においても産業界の共通的な技術課題、自主的安全性向上への取り組みが行われている。

委員会は、これらの活動を注視し、ステークホルダーの規格の制改定ニーズの把握に努めるとともに、規格の活用状況等についてステークホルダーと積極的に意見交換を行い、他学会等と協調して規格の整備を進める。

### 5. 3 規格等の種類

委員会が定め、公表又は発行する規格等の種類は、次の(1)から(5)とする。

- (1) 規程 (JEAC)
- (2) 指針 (JEAG)
- (3) 規程及び指針の追補版
- (4) 質疑応答集
- (5) 技術資料

ここで、規程、指針の区分については、「規格作成手引き」の添付 3「電気技術規程・電気技術指針について」によるものとする。(添付の「参考」を参照のこと。)

規程及び指針の追補版は、正式な規格改定時期以前において、部分的に規格内容を改定して選択的に使用することを可能とする規定を定めたものとする。追補版は、次回改定時に規格に織り込むことを原則とする。

また、質疑応答集は、規格利用者からの質問に関する回答をまとめたものとする。技術資料は、規格化関連情報、データ集等で構成されるものとする。

### 5. 4 個々の分野に関連した規格の策定活動

個々の分野に関連した原子力施設（原子炉施設、加工施設、再処理施設、使用済燃料貯蔵施設、廃棄物処理施設及び廃棄物管理施設など）を対象とした規格策定活動の概要は以下のとおりとし、各分科会は、これらに基づき、各々の中長期的な活動方針及び規格策定に係る具体的な活動内容を別途「各分野の規格策定活動」として定め、活動するものとする。

ここで、規格策定にあたっての最新知見、規制動向、ステークホルダーのニーズの把握、反映のための取組は分野共通の規格策定活動内容とする。

なお、耐震設計や品質保証など各分野に関連する内容については、原子力規格委員会での

審議の場などを活用し、各分科会が作成する規格間で整合のとれたものとする。

#### **5. 4. 1 安全設計分野**

原子力施設の安全設計に係る分野について、個々の系統や機器の実設計に活用すべく、規程・指針等の制定、改定を行う。

#### **5. 4. 2 構造分野**

原子力施設の機器の構造健全性の確保を目的とする設計と試験の基本方針及び具体的手法について、規程・指針の制定、改定を行う。

#### **5. 4. 3 原子燃料分野**

これまで取り扱ってきた発電用原子燃料の加工に係る品質管理の分野に留まらず、原子力施設における発電用原子燃料の利用等に係る分野において、必要な規程・指針の策定を検討する。検討においては、炉心・燃料の安全等の分野において規格の整備を行っている日本原子力学会との役割分担を明らかとし、規程・指針の制定、改定を行う。

#### **5. 4. 4 品質保証分野**

設計・建設段階、試運転段階、運転段階及び廃止措置段階の原子力施設を対象とする品質保証について、IAEA 他国際的な品質保証基準との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行うとともに、利用者への普及・促進を実施する。

#### **5. 4. 5 耐震設計分野**

原子力施設の耐震設計について、設計・建設規格、維持規格など関連基準との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行う。

#### **5. 4. 6 放射線管理分野**

原子力施設での放射線安全を確保するため、遮蔽設計や放射線モニタリング或いは放射線管理の運用に関する具体的手順等について、必要に応じて日本保健物理学会と連携し、規程・指針の制定、改定を行う。

#### **5. 4. 7 運転・保守分野**

原子力施設の設備の維持管理から運転員の資格認定に至る多岐にわたる分野について、他分野の規格との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行う。

### **5. 5 規格の普及活動**

委員会は、制定する規格を社会に普及し定着させていくために、講習会などの普及活動を

行うこととする。また、委員会はシンポジウム等を実施することにより、広くステークホルダーとの対話に取り組み、その成果を規格作成に活かすことで、社会から信頼される民間規格になることを目指す。

付則-1 に講習会に関する取扱いを示す。

また、規格の制定・改定の状況について、委員会ホームページで公開することにより、一般公衆から意見を伺うことを可能とする。

## 6. 国内外他機関との協力

### 6. 1 原子力関連学協会規格類協議会との協調

原子力事業の遂行のために必要と思われる規格、基準、標準等の学協会規格類の作成・維持・運用を、効率的且つ合理的に進める事を目的として原子力関連学協会規格類協議会が設置されている。

委員会は、同協議会に参加し、日本原子力学会や日本機械学会等の規格策定組織と協議し、原子力規制庁、電事連等のステークホルダーと意見交換し、規格策定活動に活かす。

### 6. 2 日本機械学会との協調

日本機械学会では、原子力施設に関する構造・強度・材料等の規格の整備が進められている。そこで委員会は、規格の範囲及び規格間の整合性の調整等について日本機械学会との協力を進める。

### 6. 3 日本原子力学会との協調

日本原子力学会では、発電炉、原子燃料サイクル、研究炉の各分野において、安全性、信頼性の確保に関する基本理念、安全基準、安全指針、手引き等について、規格の整備が進められている。そこで委員会は、規格の範囲及び規格間の整合性の調整等について日本原子力学会との協力を進める。

### 6. 4 原子力エネルギー協議会（ATENA）との協調

規格の策定においては産業界からの情報提供等の連携が必要なことから、原子力エネルギー協議会の活動と協調する。

### 6. 5 日本規格協会との協調

日本規格協会は、産業標準化法に基づいて制定される国家規格として、日本産業規格（JIS）を発行している。そこで委員会は、電気事業法に基づく技術基準を補完する民間規格策定組織として、JIS の原案作成に関して、必要に応じて対応するなど、日本規格協会の活動と協調する。

## 6. 6 保険機関との協調

民間規格の使用の場面では、保険機関の役割が増大することが考えられる。これに対応し委員会の制定した規格の普及，定着に役立てるため，保険機関と協調する。

## 6. 7 行政庁との関係

委員会が策定する規格を，原子炉等規制法及び電気事業法に基づく許認可，規制に係る指針，技術基準等にとって適切な規格とすべく，行政庁の参加を得て活動する。

## 6. 8 IAEA, ISO, IEC 等の国際規格策定機関との協調，協力

国際規格と整合を図ることは，原子力の分野では特に重要であるため，国際規格の動向を注視しつつ，適宜規格の見直しを図るとともに，国際規格策定機関の活動と協調，協力する。

## 6. 9 ASME, ANS, IEEE 等海外規格策定学・協会との協調

日本の規格は，開発当初設備を海外から輸入してきたこともあり，海外規格の影響を受けている。特に米国の規格については，その影響は大きく，これからも，動向を注視しつつ，規格の見直しの要否を検討し，必要に応じて改定していくとともに，海外規格策定学・協会の活動と協調する。

## 7. その他

本方針は，規格策定基本方針（2001年9月17日制定，2006年11月27日第5次改定）の全面見直しを行い，「活動の基本方針」と改題し，制定するものである。

本方針は制定日の翌日から発効する。なお，規格策定基本方針は，本方針の発効をもって廃止する。

本方針の改定及び廃止は，原子力規格委員会で審議の上，承認を必要とする。ただし，誤記の訂正のみの改定を行う場合については，以下の手順に従い行うことができる。

- (1) 誤記の訂正であるか否かの判断と訂正内容の承認は，委員長，副委員長，幹事が協議の上，行う。なお，改定日は，委員長，副委員長，幹事が協議の上承認した日とする。
- (2) 事務局は，その改定について速やかに原子力規格委員会に報告する。

以 上

## 付則一 講習会開催に関する取扱い

本付則は、規格の規格普及活動として、講習会開催に関する取扱いを示す。

### 1. 講習会開催の必要性検討

関係分科会は、規格制・改定時等適切な時期に、講習会開催の必要性を受講希望等を考慮して検討のうえ決定し、開催する場合は原子力規格委員会に報告する。

### 2. 講習会の実施

(1) 関係分科会は、規格出版手続き完了後等、適切な時期の開催を計画し実施する。

(2) 準備段階で講習会の内容・時期等が確定し、また実施後の実績整理が終了した時点で、原子力規格委員会の役員にその報告を行う。

### 3. 講師対応

関係分科会は、講習会講師を関係分科会・検討会委員を中心に適切に選任する。

### 4. 講習内容、講習会資料

(1) 関係分科会は、講習会内容について関係者間で協議し以下の事項に留意して適切に設定する。また、必要に応じて規格の周辺状況や関連トピックスの紹介などの講演を取り入れる。

#### a. 規格の位置付けについて

- イ. 規格の概要、特徴
- ロ. 規格制定・改定の背景、経緯
- ハ. 規格と規制、他規格との関係
- ニ. 規格の構成（全体構成、各章毎の構成）

#### b. 規格の内容について

- イ. 規格の要求事項
- ロ. 規格の要求事項の技術的根拠や関連する事項
- ハ. 制定・改定の詳細
- ニ. 規格の用途及び留意点
- ホ. 規格の使用例

#### c. その他

- イ. 今後の課題

(2) 講習会資料は、前項の内容を纏めたものを用いる。講習会資料の著作権は、規格と同様に一般社団法人日本電気協会に帰属するものとし、その旨を明記する。

### 5. 受講者募集

講習会受講者の募集は、事務局による電気新聞、委員会 HP、関連団体メディア等を通じた一般へのお知らせとともに、事前の講習会開催必要性検討における受講希望など、各方面における受講希望に留意した募集を行う。

### 6. 講習会運営

講習会運営に係る事務手続きは事務局で行う。また、講習会運営に係る会計処理は一般社団法人日本電気協会で行う。

## (参考-1) 電気技術規程・電気技術指針について

### 〔自主保安と民間規格について〕

電気工作物の保安確保は、電気工作物設置者の自己責任に基づく自主保安が基本です。電気事業法に基づく技術基準は、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的にした、電気工作物の工事、維持及び運用の基準ですが、保安確保に関しては、法令が必要とする最小限の技術的要件を定めたものであることを理解する必要があります。

そのため、技術基準では規定していない、電気工作物の工事、維持、運用の技術的細目や品質管理に係わる事項、また、材料、設計、施工、検査等の技術的細目などについては、実態上、民間の自主保安に委ねられることとなります。したがって、技術革新等による最新の知見を反映し、技術的な細部を定めた民間規格があれば、国の技術基準と一体をなして運用されることにより、電気工作物のより一層の安全性の向上が期待されます。

また、民間規格には、最新の技術的知見を迅速に反映し、技術の標準化を促すとともに、国際標準との整合性を図ることにより、貿易に係る技術的障害を排除し、産業の発展及び国際貿易の促進に貢献することが期待されています。

電気技術規程・電気技術指針は、このような背景と必要性に基づき自主的に制定された民間規格です。これらは、技術基準や技術基準の解釈等の規定を踏まえ、その規定内容を解説するとともに、民間規格として必要な事項を補足、補完するなどにより、技術基準を遵守することはもちろんのこと、法令では明記されていない自主的規定や、必要に応じて電気事業法以外の法令の規定に関する事項を含めるなどにより、保安確保に万全を期すことができるよう努めています。

また、これら民間規格は、これを制定した委員会から技術基準の解釈等への引用要請を行うことにより、法令等に活用されることがあり、原子力分野については、国が技術的な妥当性を評価したうえで規制に活用することがあります。

### 〔電気技術規程、電気技術指針の区分について〕

「電気技術規程」は、工事規程、維持規程、検査規程等に細分され、それぞれの内容と性格に応じ規定事項の要求レベル（義務、勧告、推奨等）を明示し、運用に当たっての利便性なども考慮したものとなるように努めています。さらに、原子力分野については、守るべき判定基準を含むものとしています。

したがって、「電気技術規程」の内容はおおよそ次のようなものとして制定しています。

- ① 難解な表現となっているもの又は立法技術の点から抽象的な表現となっている技術基準の条項について、法令の記述形式にとらわれず、法令に定められている主旨を汲みとり、わかり易く表現した具体的なもの
- ② 新技術の開発、新製品の出現、社会情勢の変遷等により、技術基準の解釈に記述されていない方法により施設する場合や新しい資機材を使用して施設する場合に、それらが省令の技術基準を満足し「民間の自己責任としての運用」ができるようなもの
- ③ 技術基準の解釈等に明記されていない補足、補完的事項を記したもの
- ④ 運転、保守、工事、検査の際に参考となるもの
- ⑤ 原子力分野については、性能規定化された技術基準の具体的な仕様や実施方法を示す規定として、規制に活用されるもの

これに対し、「電気技術指針」は、今後、改良が期待される新技術に関することや保安上「規程」として制定することが必要と考えられるが研究開発課題である事項等、一律に定めることが困難又は不適當な数多くの事項がある場合の技術的内容を取り扱っています。

例えば次のような場合があげられます。

- ① 新技術に関する事項で「規程」とするためには諸外国の例を含めて実績、実例が数少ない場合
- ② 保安上必要な事項であるが、その方法、対策等について学説、方法論が必ずしも確立していないため、広く一般に適用するものとして「規程」とすることが困難な場合
- ③ 未解決、未確定な研究開発課題が含まれる事項がある場合
- ④ 社会情勢が急激に変化し、「規程」とすることが必ずしも適当でない場合

このように、大綱的には遵守すべき事項ではありますが、その方法、施策等について直ちに「規程」として運用するには至っていないと考えられる事項等について、「電気技術指針」として取りまとめています。

なお、「電気技術指針」は原則的には「電気技術規程」に準じて遵守されることが望ましいのですが、次の事項に留意して運用することが必要です。

- ① 実際の適用に当たって技術の進歩を阻害することのないように解釈すべきである。
- ② 内容を十分理解して、設計、施工等に際して誤りの無いようにする。
- ③ 指針に記載されていない事項、方法等であっても、それが保安上適切なものである場合は採用できる。

#### 〔規程・指針の制定・改定について〕

電気技術規程・電気技術指針は、常に更新されるべき生きた民間規格です。技術の進歩や社会情勢の変遷に応じて、適宜改定しています。

電気技術規程・電気技術指針は、関係各分野の多数の権威者の方々が参加され、多大な労力と時間をかけて慎重審議の結果、電気工作物の保安確保のために必要と認めた事項を取りまとめたものです。したがって、誰もが、これら規程・指針を尊重することによって、安全性の高い電気工作物が施設され、維持されることとなります。

これら電気技術規程・電気技術指針は、わが国の電気技術の成果の一つであるとともに、電気保安に携わっておられる方々のための民間規格です。これら規程・指針の内容についてのご意見・ご要望がありましたら、日本電気協会技術部にお申し出ください。

また、本規程・指針の関連情報として次の事項を原子力規格委員会のウェブサイトに掲載しております。

- ① 公衆審査の結果
- ② 制定・改定の書面投票において取り下げられなかった反対意見等

#### (参考)

電気技術規程・電気技術指針は、次の略称を使用しています。

- ・電気技術規程：J E A C (Japan Electric Association Code)
- ・電気技術指針：J E A G (Japan Electric Association Guide)

## 原子力安全の向上とイノベーション促進に向けた学協会活動の取り組み

2026年6月

原子力関連学協会規格類協議会  
日本機械学会 発電用設備規格委員会  
日本原子力学会 標準委員会  
日本電気協会 原子力規格委員会

### 1. はじめに

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、福島第一事故)から約15年が経過した。この間、福島第一事故の教訓に基づく新たな規制基準の策定や事業者の自主的な取り組みにより、原子力発電の安全性向上に向けた継続的な努力が積み重ねられている。これらの取り組みのもと、現時点までに加圧水型軽水炉については12基が、沸騰水型軽水炉については2基が再稼働に至っており、多数の原子力発電所が再稼働の準備中である。

2020年に本格施行された新検査制度において、安全に関する事業者の第一義的責任が改めて明確化されるなか、事業者、原子力エネルギー協議会(ATENA)、原子力安全推進協会(JANSI)、電力中央研究所原子力リスク研究センター(NRRC)などの組織における自主的安全向上および関連するガイドライン策定の取り組みが進捗している。また、昨今のエネルギー安全保障環境が変化し、2025年の第7次エネルギー基本計画において、安全性の確保は大前提として原子力発電を利活用する方向性が示されるなど、原子力を取り巻く外的環境が大きく変化しつつある。また、革新型軽水炉へのリプレース、高温ガス炉・高速炉などの革新炉開発、あるいは事故耐性燃料(ATF)などの新技術開発についても、安全性向上に貢献できるイノベーションとして検討が進んでいる。

一方、足下では、サプライチェーンの維持に関する課題、原子力人材育成基盤の劣化などの状況もあり、社会からの信頼回復に引き続き務めつつ、全体として多様なステークホルダーが関与する不確実な状況下で原子力の安全確保および利活用に取り組む必要が生じている。

原子力関連学協会規格類協議会(以下、協議会)では、2018年3月に「原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化」というタイトルで、学協会規格に関する2度目のステートメントを発売した。このステートメントでは、福島第一事故後の学協会規格の意義と役割の再確認及び協議会の対応と課題について述べ、学協会規格策定活動の強化策として、①ステークホルダーとのインターフェース改善、②優先度に基づく規格整備計画の見直しと推進、③規格類の高度化と品質向上に取り組むとした。これらについては、継続して取り組むべき課題もありつつ、添付に示すように着実に取り組みがなされてきているところである。

以上のことから、協議会として2018年に発売したステートメントを改定し、学協会規格策定活動が目指す方向、及び課題と対応を取りまとめた。

### 2. 学協会規格策定活動の意義及び役割

- ① 協議会を構成する各組織体(以下、各学協会)は、それぞれの分野における多様な専門家の集団である。各学協会は、我が国の最高レベルの学術的知見と技術を結集し、最新知見をコンセンサスに基づき学協会規格に適時かつ適切に反映することで、最高・最新の学術的知見・技術の活用において中心的な役割を果たしている。

- ② 上記を実現するため、各学協会は、公平、公正、公開の原則に則り、社会から透明性のある学協会規格策定プロセスを構築し、参画する委員のコンセンサス及び公衆審査を経て学協会規格を策定している。
- ③ このように策定された学協会規格は原子力施設の安全性向上に資するための智慧の体系である。学協会規格の活用により、規制は安全規制の効率化及び高度化を、産業界は効果的かつ自主的な安全性向上を実現することができる。
- ④ 策定された学協会規格は、様々な形で直接・間接に安全規制あるいは原子力施設の設計、建設、運営管理に活用され、安全確保に貢献している。

### 3. 学協会規格策定活動の課題および対応

#### (1)安全性向上とイノベーション促進

- ・資源の最適配分を考慮した効果的な安全性向上を行うために、リスク情報を活用した統合的な意思決定(Integrated Risk Informed Decision Making, IRIDM)と個別の規格基準類の関係を分析し、各規格基準類に着実に取り込む。
- ・オンラインメンテナンスなど、安全性と効果的施設運用を両立する取り組みを支援する規格基準類の整備に取り組む。
- ・既設軽水炉に加え革新型軽水炉、新型炉、事故耐性燃料、新型燃料など安全性向上及び原子力の効果的な利活用につながる新技術・イノベーションの導入を促進する規格基準類の整備に取り組む。

#### (2)規格基準類策定のコーディネーション

- ・ハードウェアのみならずソフトウェアの新技術導入など、策定対象とする範囲が広がっていること、策定された学協会規格は維持管理していく必要があることから、策定・管理に要するリソースは増加することが予想される。策定を重複なく効果的に行うため、各学協会・ATENA・JANSI・NRRC・規制当局など、規則、規格基準類及びガイドライン類を策定している関係者間で規格基準類の活用状況を把握し、協議会における規格策定計画の共有と策定に関する議論を行う。
- ・基盤的な性格を有する規格基準類の策定と事業者・メーカーなどが独自に実施する戦略的な活動を整合させるため、経済産業省などの関係省庁、産業界と協議会の意見交換を定期的に行うなどの方策を検討する。
- ・規格基準類の策定にあたっては、IAEAの規格基準類などのグローバルスタンダードや米国をはじめとする他国の規格基準類との関係を常に念頭に置く。

#### (3)ステークホルダー間のコミュニケーション

- ・原子力を取り巻く外的環境の大きな変化に対して、柔軟かつ迅速に対応するため、新技術を含む様々な課題に関する共通方針や方向性について、ステークホルダー間でコンセンサスを得る。
- ・リスク情報活用など、規格基準類を策定するにあたって必要となる上位概念についてコンセンサスを醸成する。また、各ステークホルダーのニーズや考え方を共有するため、協議会などにおいて、立場にとらわれない率直なコミュニケーションを行う。
- ・各学協会は、それぞれの独立性は堅持しつつ、公正かつ効果的な規格基準類策定を進めるために協調し、情報交換や他学協会策定された規格のピアレビューなどを通じて連携を強化

する。

- ・規制当局による学協会規格の技術評価を効率的に実施出来るよう、エンドース対象規格やスケジュールの明確化、技術評価における視点の明確化に努める。

#### (4)人材確保

- ・安全文化は品質マネジメントシステムの根幹である。関係者は、安全文化におけるリーダーシップやマネジメントシステムの本質を理解した人材確保の努力を継続する必要がある。
- ・智慧の体系としての学協会規格策定を持続的に行うためには、これらの活動に寄与できる人材を維持していく必要がある。このため、規格基準類が果たす基盤的な役割が産官学社で広く認識され、重要なキャリアとして捉えられる取り組みを検討する。なお、限られた人材を最大限に活かすため、DXを含め最新技術の導入により規格策定の効率化を進める。
- ・規格基準類は成功事例集である。規格基準類の活用を進め、現場作業における技術者・技能者の確保につなげる。
- ・イノベーションに寄与する規格基準類の策定や原子力以外の産業界・学協会との交流などを通じて、原子力技術に興味を持ち、新しいスキル・技術を有する人材の確保を目指す。

#### 4. まとめ

原子力施設の安全確保とイノベーションは、原子力技術による持続性社会の実現に向けて必須であり、協議会は学協会規格の整備及び関連する議論を通じて、引き続きこれらに貢献する。各学協会は、学協会規格の基本理念である公平、公正、公開の原則に則り、透明性を有する審議プロセスを確保し、最新・最高レベルの学協会規格を策定する活動を着実に継続する。その過程において、第3章で述べた課題への対応を着実にを行い、学協会規格策定活動をより効果的・効率的なものにする継続的な取り組みを行う。

原子力施設の安全確保に関わる全てのステークホルダーが学協会規格の意義を再確認し、学協会規格策定活動に持続的に参加いただくことを期待する。

## 添付

「原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化～事業者の自主的安全性向上の取組みを前提とする検査制度見直しを踏まえて～」(平成30年3月8日)の振り返りと課題認識<sup>1</sup>

### 1. 取り組みの進捗と振り返り

- ・検査制度の改革に伴い、エンドースによらない形で民間規格の活用が可能となった。また、新検査制度において明確化された事業者の自主的安全性向上への責務、リスクインフォームド、パフォーマンスベースなどの考え方によって学協会規格の整備が進んだ。
- ・原子力エネルギー協議会(ATENA)が2018年に設立され、原子力安全や原子力施設の運営管理などに関するガイドラインなどの作成が開始された。
- ・原子力規格委員会シンポジウムなどで、学協会規格策定に関連するステークホルダー間の関係について議論と整理が進み、ATENAなどは原子力施設の運営管理など現場に近いガイドラインを策定し、各学協会はデュープロセスを厳守しつつ、公平、公正、公開に則り、透明性を有する審議プロセスに基づき智慧の体系としての学協会規格を策定するというコンセンサスが形成された。
- ・性能規定は国が策定し、仕様規定は学協会規格を含む民間規格がカバーするという考え方は、必ずしも現況とあっていないとのコンセンサスが形成された。
- ・GX推進法案および第7次エネルギー基本計画により、原子力を利活用する方向に政策が変更され、再稼働の進捗も相まって原子力を取り巻く環境が大きく変化した。
- ・各学協会において、定期的な見直し、最新知見の取り入れなど、優先度を考慮した既存規格類の適切な維持・改善が着実に実施された。
- ・原子力規制委員会において、民間規格の活用方針が明確化された。
- ・学協会規格の品質担保の取り組みとして、学協会間でピアレビューが実施された。
- ・学協会規格策定のベースになる倫理教育が各学協会では着実に実施された。
- ・原子力規格委員会シンポジウムや協議会において、規制当局との意見交換がなされた。

### 2. 振り返りにより抽出された課題と対応

#### ①H30年協議会ステートメント発出後の協議会活動と今後への課題

- ・協議会の活動を周知し、シンポジウムなどでの意見交換の活性化をはかる。
- ・協議会の位置づけの明確化と具体的な取り組み計画の策定を行う。

#### ②環境情勢の変化を受けた新たな課題

- ・エネルギー安全保障に関する議論をどのように行っていくかは、協議会としての活動の前提となる位置づけの課題であることから、関係組織との協調が必要である。
- ・新型燃料や次期炉など新技術への対応を目指した協議会参加組織間の情報交換や技術基盤の共有などを実施し、規格類に新技術の適切な反映を行っていく必要がある。技術分野によっては個々の学協会では規格策定を進めているものもあることから、まずは協議会で共通的に情報・意見交換を行うべき技術項目を決め、調査検討の材料のある項目から進めていくなどの

<sup>1</sup> 第68回原子力関連学協会規格類協議会(2022年9月20日)資料No.68-2-1に基づき抜粋・整理したものである。

工夫が必要である。また、協議会で議論する範囲として、新技術に関する全般的な事項、新技術の規制基準への取り入れ等を含めるのか検討が必要である。

### ③学協会規格の役割に関する課題

- ・学協会が策定する学協会規格の意義やニーズの再確認を行い、誰のための規格か、学協会規格でしか実現できないこと、対象とする学協会規格の範囲について協議会においてコンセンサス形成を図る。
- ・学協会規格策定と活用は車の両輪であるため、発行した学協会規格の活用状況の確認を行う。
- ・今後、必要となる規格基準類のテーマについて、関係組織とのコミュニケーションによりニーズ、シーズの両面と、技術基盤を整えるための智慧の体系としての規格基準類の面から検討する。

### ④関係組織とのインターフェースに関する課題

#### (1)全般

- ・産学官の各ステークホルダーとシンポジウムなどを通じたコミュニケーションを継続する。規格基準類に関連する事項について規制、学会、事業者、研究機関、産業界（プラントメーカーなど）が議論を行うために、規格基準類関係者が一堂に会した公開のコミュニケーションの場を検討するなどの取り組みが考えられる。
- ・社会からの信頼を確立するため、**Strength in Depth** を念頭に置いた社会とのコミュニケーションを推進する。

#### (2)事業者とのインターフェース

- ・ATENA と協議会の関係性、特に ATENA ガイドラインと学協会規格の関係について整理を行う。学協会規格は分野により階層構造のレベルが様々であり、ATENA ガイドラインの位置づけを明確にすると同時に規格基準類全体としてのあるべき姿を示す必要がある。
- ・事業者が協議会への期待の表明（例：規制における学協会規格活用の推進，事業者への国際的動向の情報提供等）を行う。また、この際に協議会の位置づけと役割の再整理を行う。

#### (3)学協会間のインターフェース

- ・リスク情報活用などについて、学協会規格策定時の情報交換などの連携を進める。
- ・学協会規格の相互引用を進める。
- ・学協会規格の策定プロセスの独立性と相互補完関係の相反関係についての議論を進める。

### ⑤エンドースに関する課題

- ・学協会規格のエンドースに関わる技術評価の経験を学協会間で共有することで、技術評価の効率化を図る。
- ・協議会において、規制との意見交換を通じてエンドース対象学協会規格の選定方法を検討する。
- ・技術評価の在り方について、学協会の考え方を整理・発信する。
- ・性能規定（JEAC4111、IRIDM 標準など）にかかる規制との概念共有、エンドース以外での活用（事業者、規制）の検討を進める。

## ⑥学協会規格整備について

### (1)学協会規格整備計画

- ・学協会規格整備計画の更新を検討する。社会の状況に応じて柔軟に計画を見直すことが出来る体制と仕組みの検討をする。具体的な課題は以下の通り。
  - －優先度と適時性を念頭に置いた学協会規格策定のしくみについて検討する。ユーザーの要望を尊重しつつ、学協会として策定の方向性を明確にする方法を検討する。
  - －検討対象とする学協会規格の選択と集中をはかる。早期に必要となる学協会規格、維持するが将来見直すかもしれない学協会規格など、時間軸とニーズを考慮した選択と集中について検討する。
  - －事業者からの学協会規格整備要望に対する協議会及び各学協会としての対応方法、学協会規格整備計画への反映要否を検討する。

### (2)学協会規格整備の進め方

- ・学協会規格の体系化等に関連し、学協会規格の目的の再検討、将来像等を協議する。
- ・学協会規格策定段階での規制側関係者の関与の強化のあり方及び規制側による安全研究の成果の学協会規格への取り込みのあり方を検討する。

### (3)学協会規格整備のためのリソース検討

- ・学協会規格の計画的整備のため、学協会規格策定に関わるリソースの減少（特に人的リソースの減少）への対応として、経験豊富なベテラン確保と活性化の意思のある若手育成のための方策を検討する。

## ⑦検査制度に関係した議論

- ・規制活動に貢献できる学協会規格を学協会から提案する。

## ⑧規格基準類策定の高度化に関する課題

- ・最新技術（DX）を導入し、規格基準類策定の効率化を進める。

以 上